

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年9月12日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 吉川直友

1 契約の概要

西寺尾第二小学校放課後キッズクラブエアコン更新委託

2 履行(納品)場所

西寺尾第二小学校放課後キッズクラブ

3 契約日

令和4年8月17日

4 履行日又は履行期間

令和4年8月19日

5 契約金額

242,000円

6 契約の相手方(名称及び所在)

横浜市中区野毛町2-102

株式会社 野毛電気商会

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

西寺尾第二小学校放課後キッズクラブの専用ルームに設置されている2台のエアコンのうち1台が故障により冷房が効かなくなりました。

今後も猛暑が続く予報であり、熱中症警戒アラートが発令される可能性が高いことや、現状稼働しているエアコンのみでは、冷房能力が足りず、熱中症となる危険が高く児童の健康に支障をきたす恐れがあるため、早急な対応が求められます。

また、故障したエアコンは、耐用年数を迎えていることから、緊急契約により、エアコンの更新委託を実施します。

8 契約の相手方の選定理由

契約相手方は、放課後キッズクラブのエアコン更新委託において実績がある事業者であり、当該エアコンの故障について、既に現地調査を行い、現況を把握しています。

また、事業者から数日中での納品が可能との申し出があり、迅速かつ適切な対応が可能であると判断できるため、当該事業者に業務を委託します。

9 所管課

こども青少年局青少年部放課後児童育成課